

石川県公報

令和6年3月8日

第13688号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○争議行為の通知公告 (労働企画課)	4
○保安林の指定予定の通知 (森林管理課)	1	○公共測量終了公告 (監理課)	5
○保安林の指定施業要件の変更 (同)	2	○入札公告 (公園緑地課)	5
○県道の供用の開始 (道路整備課)	3	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	3		
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4		
		監査委員	
		○定期監査結果公表	7

告 示

石川県告示第72号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配給会社名
映 画	ジェヴォーダンの獣 [4Kレストアディレクターズ・カット] (原題) LE PACTE DES LOUPS(BROTHERHOOD OF THE WOLF)	TCエンタテインメント (フランス、ベルギー及び エストニア)
”	愛のために生きて I want you	加 藤 組 (オーピー映画)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和6年3月8日

石川県告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

1 保安林予定森林の所在場所

白山市三宮町チ1の1から1の3まで、2の1から2の3まで、3の1、3の2、ル11の1、11の2、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

白山市尾添ソ72の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第74号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

能登町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
能登町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第75号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和6年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。
令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
山中伊切線	加賀市山中温泉湯の出町レ式番地先から 加賀市山中温泉本町二丁目ソ15番地先まで	令和6年3月10日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第76号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
七尾市	七尾都市計画下水道事業七尾市公共下水道(和倉処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和59年2月21日から 令和11年3月31日まで
七尾市	七尾都市計画下水道事業七尾市公共下水道(七尾処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成9年8月19日から 令和11年3月31日まで

石川県告示第77号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和6年4月15日から施行する。

令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行寺井支店の項中「能美市寺井町」を「能美市大成町」に改める。

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 林明子から、次のとおり争議行為を行う旨令和6年2月29日通知があった。

令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

令和6年3月14日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる事業場における組合員が従事する全職場

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団済生会石川県済生会金沢病院

金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院

金沢市田中町ハ16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター

金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院

金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

金沢市下石引町1-1 独立行政法人国立病院機構金沢医療センター

金沢市岩出町ニ73 独立行政法人国立病院機構医王病院

七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人松原会七尾松原病院

七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園

七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院

七尾市松百町八部3-1 独立行政法人国立病院機構七尾病院

羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里

小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所

加賀市手塚町サ150 独立行政法人国立病院機構石川病院

輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック
 金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック
 金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり
 金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院
 金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会
 金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所
 金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて
 金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし
 金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ
 金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい
 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし
 羽咋市東川原町柳橋74番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのほの
 金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合
 金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと
 金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉会サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北
 羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里
 金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人聖霊病院金沢聖霊総合病院

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和5年9月1日から 令和6年2月16日まで	小松市遊泉寺地先

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
兼六園入園料キャッシュレス決済代行業務（料金所券売機）
- (2) 業務内容
仕様書等のとおり
- (3) 業務期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結

する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 石川県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(4) 国又は地方公共団体との間で、同種若しくは類似の契約又は公金の収納事務の実績を有すること。

3 入札者に要求される義務

入札参加資格の審査を行うため、入札参加希望者は、次の(1)から(4)までの書類について令和6年3月18日(月)正午までに5(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 会社概要、個人情報保護管理に関する規定、情報システムセキュリティに関する規定及びコンプライアンスに関する規定を記載した書類

(3) 2(4)の実績が分かる書類

(4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号)等の規定にかかる誓約書及び役員等名簿

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、入札参加資格確認結果通知書の交付により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-0937 金沢市丸の内1番1号

金沢城・兼六園管理事務所

電話番号 076-234-3800

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和6年3月27日(水)正午

(4) 開札の日時及び場所

令和6年3月27日(水)午後1時 金沢市丸の内1番1号 金沢城・兼六園管理事務所

6 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、令和6年3月18日(月)正午までに5(1)の問合せ先へ問い合わせること。回答については、随時行う。

7 入札方法

入札金額は、各キャッシュレス決済ブランドの取扱見込額に手数料率を乗じた金額を合計した額による総価とする。

なお、取扱見込額は、仕様書を参照すること。

8 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号。以下「規則」という。)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

- (4) 令和6年度石川県一般会計予算が議決されなかった場合には、本件入札手続について、停止等を行うことがある。
- 10 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。
- 11 契約書作成の要否
要
- 12 入札保証金
規則第117条第3号の規定により免除
- 13 契約保証金
規則第136条第9号の規定により免除

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年3月8日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市外日角ニ26番104、26番107及び26番110	幅員 6.00m 延長 35.50m	河北郡津幡町字北中条五号54番地3 加陽住宅有限公司	令和6年2月9日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年3月8日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

- 1 監査の対象
地方自治法第199条第1項に規定する令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理(以下「財務事務の執行等」という。)を対象とした。
- 2 監査の着眼点(評価項目)
監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。
- 3 監査の実施内容
財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
- 4 監査の結果
財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
石川中央保健福祉センター 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	令和6年2月28日	令和4年4月1日～ 令和5年3月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
保育専門学園	”	令和4年11月1日～ 令和5年10月末日	光熱水費負担金の収入事務において、調定が長期間遅延しているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
いしかわ特別支援学校	”	”	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
南部家畜保健衛生所	”	”	”
能楽堂	”	”	”
金沢産業技術専門校	”	”	”
児童生活指導センター	”	”	”
消防学校	”	”	支出事務において、購入額が5万円以上の物品について、支出科目を誤って支出しているものが2件あった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 契約事務において、令和4年度の建設工事請負契約書に、知事印の押印が漏れているものがあった。 また、支出事務において、当該契約書に基づき、令和4年度会計にて支出完了していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
金沢西高等学校	”	”	野球部の練習試合中に、柵を乗り越えてボールを拾いに行って、川に転落した生徒が死亡する事故が発生していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。